

大阪市立生魂小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 H25 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

被害児童をいじめから救済し、その尊厳を守ることを最優先するとともに、加害児童生徒の人格形成を健全なものにするためにも「生魂小学校ではいじめを許さない」というぶれない方針の下、ルールに基づき、重篤度に応じた段階的指導、その他の処置で対応する必要がある。そこで本校では、「生魂小学校いじめ防止基本方針」のポイントとして以下の4点をあげ、未然防止に最優先で取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす。

① いじめの防止について

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめはいかなる理由があっても、絶対に許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

② いじめの早期発見について

全ての教職員が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高める。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や担任による聞き取り、SNS、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

③ いじめの解決について

学校において、最も大切な責務は、「一刻も早く、いじめを受けた可能性のある児童（以後、被害児童）を救済し、その尊厳を回復し守っていく」ために、いじめに苦しむ被害児童や保護者を支援することである。いじめ事案への対処は、被害児童の「救済」と「尊厳」を最優先して行うこととする。

また、いじめの疑いのある行為が現に行われているときは、直ちにその行為をやめさせる。被害児童や知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。さらに、家庭の協力を得て、教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

④ 地域・家庭との連携について

地域社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。PTAや地域の関係団体、天王寺区サポートネット等と一緒にいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりして、いじめ問題について地域、家庭と連携した組織だった体制を構築する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための取組を全教職員で行う

(1) 授業改善について

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実はもちろんのこと、読書活動・体験活動の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
また、学校におけるいじめ対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修を通して、対応能力の向上を図る。
- ② コミュニケーション能力を高める授業を展開することにより、自他の意見の相違があるても、お互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力などを育てる。
- ③ いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業がわからない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。また、各学年における基礎的・基本的な内容については徹底して理解させるように取り組む。同時に、互いのよさを認め合い、助け合えることのできる集団づくりを進める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、自己有用感が高められるようにする。そのために、異学年での交流を行い、幼稚園や保育所・中学校との交流会を実施している。また、学年によっては、老人介護施設を訪問したり、地域のお年寄りとの交流を図ったりもしている。そ

の他にも、年間計画に沿って各学年に応じたキャリア教育を実践することにより、自己有用感を高めている。

- ② 児童会が中心となり、たてわり活動を盛んに行っている。異学年との交流を実施することにより、低学年は高学年を敬い、高学年は低学年を慈しむ気持ちを高めることができる。特に高学年においては、低学年の世話をすることにより自己肯定感が高められる。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 道徳教育を充実させ、差別やいじめは絶対にゆるされないことであることを児童に理解させなければならない。また、学級活動をはじめ、あらゆる機会を通じて、いじめを許さない、見逃さない雰囲気を高めることが不可欠である。学年に応じ、いじめの構造を図式するなどして、傍観者もいじめに加担していることになることも理解させなければならない。
- ② いじめはもとより命の大切さや互いを思いやることの大切さについては、毎日の新聞記事等からも指導できる内容である。児童には繰り返し繰り返し指導することが大切であるので、常日頃から意識していじめを許さない・見逃さない雰囲気を高める。
- ③ 携帯電話等の普及率が高まり、それによるトラブルも年々増加しているので「情報モラル」に関する取り組みを強化する。学年に応じて計画的に実施しているが、低学年化が進んでいるので、児童の状況に合った指導をし、正しい使用の仕方について理解させる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、いじめの可能性に気づいた教職員は、直ちに管理職(校長・教頭)に報告するとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報共有を図りつつ、学校におけるいじめ対策のための組織を活用して調査及び対応を開始する。
- ② 定期的なアンケート調査や担任による聞き取り等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。また、アンケート調査等の内容について聞き取りが必要な場合は、個人面談をするなどして、迅速に対処する。
- ③ いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等教職員と児童の間で日常行われている日記等

を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。これらによって集まつたいじめに関する情報についても教職員全体で共有する。

- ④ 児童及び保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備し、児童や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、適切に機能しているかなど、定期的に点検することが必要である。また、web サイトや SNS の活用をはじめ、相談室の利用、電話相談窓口、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等について広く周知することも必要である。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりを持つことが必要である。その際、被害児童やいじめを見て知らせてきた児童の安全を確保する。
- ② 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ③ 被害児童から事実関係の聴取を行う。その際、被害児童にも責任があるという考え方ではあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。あわせて、被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員等、家族、地域の人等）と連携し、被害児童に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

加害児童と同じ教室で学習することに、被害児童・保護者が不安を覚える場合は、加害児童に別教室で学習させるなど、被害児童が安心して教育を受けられるために必要な処置をとる。また、いじめの事実が確認され、加害児童と同じ学校で在籍することを、被害児童・保護者が忌避する意向を示したときは、教育委員会より加害児童・保護者に対し、転校(就学校指定変更)の意志の有無を確認する。転校の意志がないことが判明したときは、被害児童・保護者にその旨伝え、転校(就学校の指定変更または、区域外就学)の意思の有無を確認する。

いじめの事実が確認され、加害児童によるいじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

- ④ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、教育上必要があると認めるときは、「学校安心ルール」における段階的処置や、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。また、いじめの疑いがある事案のうち、犯罪行為(触法行為を含む)に該当する可能性があるものとしては、早期に警察へ相談、通報するなど、警察との連携による措置も含め、毅然と対応をする。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人権関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

- ⑤ いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組みについても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

- ⑦ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的な助言を活用するととともに、学校だけでは解決が困難な事案については、教育委員会より、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、医師、警察経験者で構成する「第三者専門家チーム」の派遣を受け、第三者としての立場と専門性を生かした支援を受け解決にあたる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめの防止等の対策のための組織」

- ① 構成メンバー 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・養護教諭等
※ 事案に応じて、担任等を加える。

主な役割

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携などを行う。

② 年間計画

【調査等】

- ・ 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ・ 児童対象学校評価アンケート調査 年2回（10月・2月）
- ・ 保護者対象学校評価アンケート調査 年2回（10月・2月）

【研修会】

- ・ 生活指導研修会（5月・随時）
- ・ 児童の情報交換・スクリーニング会議（毎月）
- ・ 特別支援教育研修会（6月・11月・3月）
- ・ 人権教育研修会（7月・1月）

【活用】

- ・ 児童対象いじめアンケート調査結果をもとに、該当児童等に聞き取りを行い、事実関係を掌握して指導する。
- ・ 研修会等で児童に関する情報を共有し、全教職員で見守り、指導にあたる。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 保護者対象学校評価アンケート調査については、学校だよりやホームページに掲載するなどして、学校の現状等について保護者や地域の方々に広く知らせ、学校教育活動の理解を図る。
- ② 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(3) 取組内容の検証

- ① P D C A サイクルの考え方従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組み評価アンケート等」を実施し、その結果を踏まえて取組みが適切に行われたか検証する。
- ② 期待するような指標等の改善が見られなかつたような場合には、その原因を分析し、期間を決めて、取組み内容や取組み方法の見直しを行うなどする。こうした手順を繰り返すことにより、検証を深めていく。

7. いじめによる重大事態への対処

- ① 法第28条の定義する「重大事態」とは、次に掲げた場合である。ただし、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申したてがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとみなして報告・調査等にあたる。

ア) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ② 校長が重大事態であると判断した場合、又は、児童や保護者から重大事態である旨の申し立てがあった場合、速やかに教育委員会に報告する。教育委員会から市長へ事態発生の報告を行われる。
- ③ 校長が重大事態であると判断した場合、又は、児童や保護者から重大事態である旨の申し立てがあった場合、明白な虚偽または著しく合理性を欠く場合を除き、市長及び教育委員会により、「執行機関の付属機関に関する条例」に基づき、速やかに、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会を教育委員会と共同設置し、第三者委員会による調査を実施する。
- ④ 第三者委員会の委員は、専門性と第三者(外部性・独立性)を基準として人選される。委員には、必ず弁護士を含むものとし、委員の氏名及び肩書は公表する。また、被害児童の保護者と協議し、了解を得るものとする。したがって被害児童の保護者による委員候補の推薦を尊重するものとし、被害児童の保護者が拒否するものは委員に任命しないものとする。
- ⑤ 第三者委員会は、関係者に対し、資料の提出、説明、聞き取りその他協力を求めることができるものとする。学校及び教育委員会は、原則として全ての協力要請に従うものとする。第三者委員会が児童に協力(聴き取り、アンケート等)を求める場合は、当該児童の心理的負担に十分配慮しつつ、学校または保護者を通じて協力を求めるものとする。なお、当該協力要請を学校が拒むことはできない。
- ⑥ 第三者委員会により調査された内容について、被害児童及びその保護者に対して、その調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等)その他の情報を保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。
- ⑦ また、これらの情報の提供に当たっては、学校は他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

